

令和 6 年度 廃棄物適正処理対策推進事業

廃棄物不法投棄防止第 2 回合同パトロール

令和 6 年 10 月 24 日、不法投棄の撲滅を目的とし、「廃棄物不法投棄防止第 2 回合同パトロール」を実施しました。

当日は東出雲支所駐車場において出発式を行った後、東出雲地区の不法投棄監視モニター 2 名と、島根県警、(一社)しまね産業資源循環協会、松江市の総勢 25 名で陸上パトロールを行い、不法投棄された廃棄物の現地確認を行いました。

【出発式の様子】



【現地確認の様子】



第 1 回パトロール時には確認されなかった、廃タイヤ等の新たな不法投棄物が確認されました。全体として、約 5.0 m³の不法投棄物が確認されました。

あわせて、当日は島根県の主催する「海上パトロール」が実施され、松江市からも 2 名が参加しました。陸上パトロールで確認された不法投棄物については、11 月に(一社)しまね産業資源循環協会において撤去作業が行われました。今後は、監視カメラや不法投棄防止看板を設置し、引き続き監視パトロールの実施を行う予定です。

不法投棄は犯罪です。不法投棄は、まちの美観を損ねるだけでなく自然環境や生活環境に悪影響を及ぼします。

みんなで不法投棄のないきれいなまちを実現しましょう！